

弥富市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者（以下「請負者」という。））の資金調達の円滑化を推進することを目的として、当該建設工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、弥富市公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (3) 低入札価格調査の対象となった工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先として認められる者は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）若しくは民法上の公益法人である建設業者団体又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適當と認める民間事業者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 債権譲渡の金額は、当該請負工事が完成した場合には、契約約款第33条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第46条第1項に規定する出来形部分の

検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 市は、当該工事請負契約に変更が生じた場合は、請負者に債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出させるものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第6条 市は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次に掲げる書類を請負者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書(第1号様式) 3通
- (2) 請負者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(第2号様式) 1通
- (4) 発行日から3か月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾手続等)

第7条 市は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受領後速やかに債権譲渡に係る承諾の手続を行うものとする。

2 市は、債権譲渡整理簿(第3号様式)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

3 市は、債権譲渡を承諾した場合は、債権譲渡承諾書(第1号様式)2通を請負者に交付するものとする。

4 市は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾しないものとする。

5 前項の場合において、市は、債権譲渡不承諾通知書(第4号様式)により承諾しない旨及びその理由を請負者に通知するものとする。

(申請書類の確認に際して留意すべき事項)

第8条 市は、債権譲渡承諾申請書に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき請負者が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。

2 市は、債権譲渡承諾申請書等の印影を照合するものとする。

3 請負者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾申請を行う場合においては、申請書類は個別に提出させるものとするが、申請書類の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができる。

(出来高確認)

第9条 第7条の規定による承諾に当たっての出来高の確認は、工事履行報告書の内容をもって足りるものとする。

2 本制度の利用に係る債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が自らの責任において行うものとする。

(融資実行の報告)

第10条 請負者及び債権譲渡先は、市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに市に、融資実行報告書(第5号様式)を提出するものとする。

2 請負者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市に、公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 市は、融資実行報告書を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとるものとする。

(債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱い)

第11条 請負者及び債権譲渡先は、債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について契約約款第36条第4項に規定する中間前金払及び第38条第1項に規定する部分払の請求はできないものとする。

(請負代金の請求)

第12条 債権譲渡先は、当該債権の債権金額の請求に当たっては、次に掲げる書類を市に提出するものとする。なお、債権譲渡先は市による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（第6号様式）
- (2) 発行日から3か月以内の債権譲渡先の印鑑証明書

ただし、書類の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができる。

（工事請負代金の請求書類等の確認に際し留意すべき事項）

第13条 市は、前条第1号に規定する工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第4条に規定する債権譲渡の範囲並びに債権譲渡承諾申請書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

（その他）

第14条 市は、債権譲渡を申請したことをもって、請負者の経営状態が不安定であるものとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 本制度に係る債権譲渡によって、請負者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

3 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。